

令和3年7月5日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

目 次

1 最適な学びの実現・少人数学級について

- (1) 県立高等学校・中等教育学校における教育の充実の取組・・・・・・・・ 1
- (2) 「かながわ特別支援教育推進指針」(仮称)(素案)について・・・・ 3
- (3) 公立小・中学校における「学びづくり」について・・・・・・・・ 5
- (4) 少人数学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 神奈川県水道ビジョンと水道広域化の推進について

- (1) 県内水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 神奈川県水道ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 水道広域化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) プラン策定に向けた調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 最適な学びの実現・少人数学級について

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」が到来しつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大など先行きが不透明な「予測困難な時代」の中で、学校には一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」では、重点的な取組の一つとして「学び高め合う学校教育」を位置付け、子どもたちが、持続可能な社会の創り手として、これからの時代に向き合い、新しい価値の創出に挑むなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育めるよう質の高い教育の提供に向けて、教育活動の充実や環境づくりを進めている。

そして、本県の県立学校、市町村立小学校及び中学校では、新しい学習指導要領の着実な実施や教育活動における一人一台端末等のICTの活用などにより、すべての子どもたちの可能性を引き出す最適な学びを実現していくことが必要である。

また、そうした学びを実現していく上で、少子化やそれに伴う学校教育の維持と質の保障とともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立を図るための対応の一つである少人数学級の取組を進めていく必要がある。

本項目では、こうした背景を踏まえ、各学校における最適な学び及び少人数学級に対する、令和3年度の主な取組について報告する。

(1) 県立高等学校・中等教育学校における教育の充実の取組

一人ひとりの学習への興味・関心を高め、基礎的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等を育む授業実践等の取組を通じて、確かな学力の向上を図るとともに、課題のある子どもへの支援を充実し、個々の資質や能力を伸ばすことのできる教育の充実に取り組んでいる。

併せて、グローバル化や情報化が急速に進展する社会において、異文化を理解・尊重し、豊かな語学力、コミュニケーション能力等の育成を図り、国際社会に対応できる人材育成のための教育環境の充実に取り組んでいる。また、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす、インクルーシブ教育の推進のための教育環境づくりを進めている。

ア 確かな学力向上の推進

各県立高等学校等において、組織的な授業改善を推進し、生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それを活用して課題を解決する思

考力・判断力・表現力等の能力を身に付けることができるよう取り組む。

授業力向上推進重点校（6校）やICT利活用授業研究推進校（6校）を指定し、指定された学校は指導方法等を研究開発し、他校に普及するように取り組む。

イ 支援教育の充実

各県立高等学校等において、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育に取り組む。

通級指導導入校（4校（自校通級3校、他校通級1校））を指定し、障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がい等に応じた特別の指導を行う。

ウ グローバル化に対応した教育の推進

国際社会で活躍できるグローバル人材の育成をめざして、生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、諸外国の歴史や文化を理解、尊重し、我が国や郷土の歴史・伝統文化に対する理解を深める教育に取り組む。

エ インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育実践推進校（14校）を指定し、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大している。すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、平成28年4月、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）においてパイロット校3校を指定し、平成30年10月策定の同実施計画（Ⅱ期）において新たに11校を実践推進校に指定し、計14校で実践を進めている。

オ 外国につながる生徒への教育機会の提供と学習支援

在県外国人等特別募集を実施するとともに、学習面や生活面等への必要な支援を行う。

＜在県外国人等特別募集の志願資格の要件緩和及び実施校の追加＞

- ・ 入国後の在留期間を通算で3年以内から通算で6年以内に変更
- ・ 在県外国人等特別募集の実施校として、新たに県立横浜旭陵高

等学校、県立新栄高等学校、県立高浜高等学校、県立藤沢総合高等学校、県立横浜明朋高等学校を追加

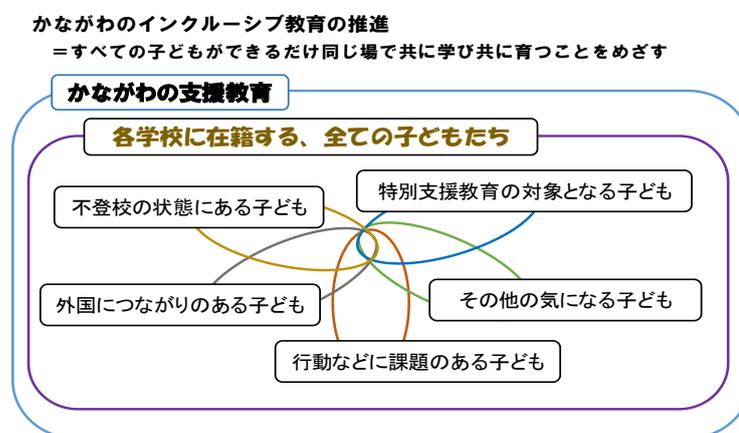
(2) 「かながわ特別支援教育推進指針」(仮称)(素案)について

県教育委員会では、本県における特別支援教育の推進を図るため、「かながわ特別支援教育推進指針」(仮称)の策定に取り組んでおり、令和3年3月に指針の素案を取りまとめた。

ア 指針策定の背景及び趣旨

(7) 背景

- 県教育委員会では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進してきた。



- さらに、この理念を踏まえ、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす、という基本的な考え方のもとで、インクルーシブ教育を推進している。
- こうした取組を進める中でも、障がいのある子どもたち一人ひとりに応じた指導・支援を行う特別支援教育については、対象となる子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化という状況を踏まえ、引き続き充実していく必要がある。

(1) 趣旨

本指針は、県教育委員会が、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

イ 特別支援教育推進の方向性

(ア) 基本的な考え方

- a 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり
- b 教育情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討
- c これまでの施策を踏まえた取組の方向性

(イ) めざす方向性

- a それぞれの学びの場における特別支援教育の充実
 - ①就学前:多様な学びの入口を支える取組の推進
 - ②小・中学校:共に学ぶための支援体制づくり
 - ③高等学校等:多様性を尊重した指導・支援の充実
 - ④特別支援学校:専門性の更なる向上とセンター的機能等の強化、充実
- b 連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実

ウ 施策の方向

(ア) 特別支援学校の整備

- a 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
- b 地域の教育資源を活かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり
- c 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応
- d 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

(イ) 医療的ケアの充実

- a 県立特別支援学校における医療的ケアの充実
- b 小・中学校における医療的ケアの充実

(ウ) 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケア」を除く）

- a 各学びの場における指導や支援の充実
- b 特別支援学校のセンター的機能の強化
- c 交流及び共同学習の充実
- d 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築

エ 指針策定に向けた、今後の対応

県教育委員会は、今後、国が策定作業を進めている特別支援学校の設置基準が確定次第、既存の学校の対応方向も盛り込み、再整理した指針素案の「修正版」を、9月を目途に取りまとめる。そして、パブリックコメントを実施したうえで、12月には、指針を策定すべく取り組む。

(3) 公立小・中学校における「学びづくり」について

公立小・中学校における、わかる授業の実現や、児童・生徒の確かな学力の育成には、家庭・地域と連携・協働し、それぞれの教育力の充実が不可欠である。

そのため、県教育委員会では、平成20年度から、市町村教育委員会と連携し、授業を通じた教員の授業力の向上、家庭の協力による家庭学習の習慣化等を内容とする「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」を実施してきた。

ア 「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」のねらい

本事業のねらいは、各学校が「授業の中で、『子ども同士の学び合う力』を育成し、学びの質を向上させるため、指導方法の工夫・改善、研修・研究に努めること」である。

また、各学校では、本事業を進めるにあたり、次のことを基本としている。

- ・授業の中で「子ども同士の学び合う力」の育成を図ること
- ・教員自身が自分の指導方法を常に振り返り、その際、校内で協働的・組織的な研究・研修を行う体制を整えること
- ・校内の研修会・研究会には、研究者や行政関係者がかかわることで、多面的な見方、考え方で議論を行うこと

イ これまでの取組

毎年度、県教育委員会が設定する研究テーマに基づき、本事業の実施を希望する市町村教育委員会（政令市・中核市を除く）に対し、学校における実践研究を委託してきた。研究を行う学校には、市町村教育委員会に加え、県教育委員会の指導主事が訪問し、指導助言を行っ

ている。

また、学識経験者、学校代表、保護者代表、行政関係者（政令市・中核市を含む）等を構成員とする「かながわ学力向上支援連絡協議会」を設置し、毎年度、本事業の成果や課題、改善方策等について検討・協議を行っている。

さらに、本事業の成果を全県に普及するため、毎年度、「かながわ学力向上シンポジウム」を開催している。

ウ 令和3年度の取組

令和3年度は17市町村教育委員会を対象に研究委託を行っている。今年度、県教育委員会が設定した研究テーマは次のとおりである。

- ▶家庭・地域とともに取り組むカリキュラム・マネジメント
- ▶児童・生徒の「学びに向かう力」の醸成
- ▶児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実
- ▶新しい時代に生きる力の育成（ICTの活用※ など）

※「ICTの活用」について

- ・ 公立小・中学校では、整備された1人1台端末の活用が始まっている。
- ・ 教員は、児童・生徒一人ひとりの学びに差が生じないようにするため、ICTを活用して進める学習の状況を的確に把握し、個に応じた指導や支援を行う必要がある。
- ・ 県教育委員会は令和3年度の本事業の主たる研究テーマの一つに「ICTの活用」を盛り込み、ICTの効果的な活用や、個に応じた指導・支援の方策等について、研究を進める。

今年度の取組成果等についても、令和4年1月開催予定の「かながわ学力向上シンポジウム」等を通じて全県への普及を図る。

エ 今後の方向

今後も、「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」等を活用し、公立小・中学校における、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」

に向けた更なる授業改善等について、市町村教育委員会や各小・中学校の取組を支援していく。

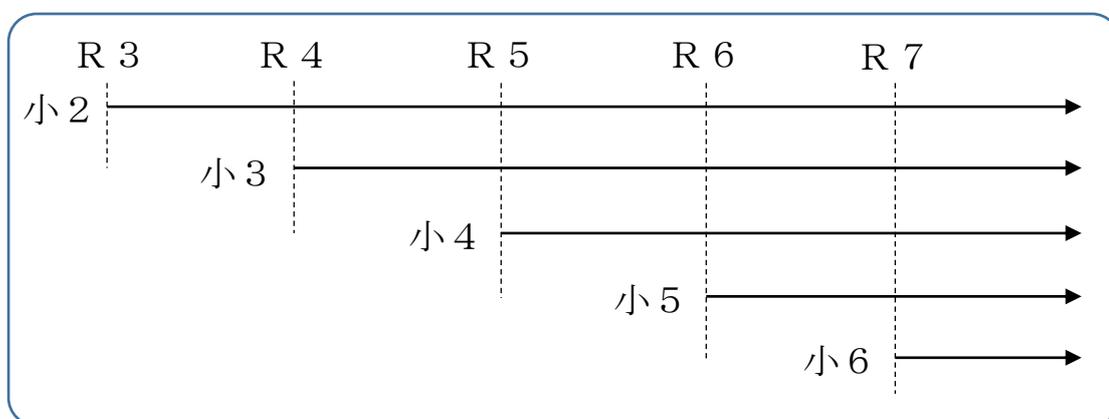
(4) 少人数学級について

ア 基本的な考え方

子どもたち一人ひとりの最適な学びを実現するとともに、身体的距離を確保するため、市町村立小学校（政令市を除く）において35人以下学級を実施する。

イ 主な事業

- ・ 小学校の学級編制の標準を引き下げ、少人数学級を実現する。
- ・ 令和3年度から令和7年度の5年間で段階的に実施する。



ウ 令和3年度の対応

市町村立小学校（政令市を除く）2年生において35人以下学級を実施する。

なお、教職員定数は35人以下学級の実施により学級数が増加するため、それに伴い基礎定数*も93人の増となる。（ただし、これまで国の予算措置による加配定数を活用して35人以下学級を実現してきたため、既に国から配当を受けている加配定数57人を基礎定数に振り替え、増加する基礎定数の一部を補う。）

*基礎定数：児童生徒数・学級数に応じて算定される定数

2 神奈川県水道ビジョンと水道広域化の推進について

(1) 県内水道事業の概要

- 本県の水道は、地域ごとの特性にあった水源の確保と水道整備を進めてきており、その結果、県内の水道普及率は99.9%に達している。また、県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の5水道事業者が広域的に連携し、効率的な運営を行うとともに、中小の水道事業者も豊かな地下水等に恵まれ、全国一安い料金を実現している。
- 一方、人口減少による料金収入の減収、老朽化した施設更新への対応、職員数の減少など、これまで県民の生活や社会の発展を支えてきた水道は、現在、大きな岐路にある。

No	項目	内容
1	水道事業者等の数	水道事業者数 23事業者 ・ 県1、市町村19、特別地方公共団体1、組合2 水道事業(認可)数 36事業※ ・ 全国で5番目に少なく、統合が進んでいる
2	給水人口及び普及率	約919万人、普及率99.9%
3	一日最大給水量	約314万 ^m ³ (過去最大の平成4年度(421万 ^m ³)以降減少傾向)
4	保有水源量	約570万 ^m ³ (うち約9割をダムにより確保)
5	職員数	3,485人 (平成21年度4,216人)
6	水道管延長	26,177km (県内の道路延長と同規模)
7	水道施設の耐震化率	配水池 70.6% (全国平均 58.6%) 基幹管路 56.9% (全国平均 26.6%)
8	建設改良費	年間約680億円 (施設、水道管等の工事費)
9	水道料金	2,181.7円(家事用平均(20 ^m ³)、全国最安値)
10	水道の使用量(家庭用)	一人一日当りの使用量は230 ^{リットル} 程度 主な用途は風呂、洗濯等の飲用以外
11	事業効率性	配水管100m当たりの給水人口 県内最高値：川崎市 64人 県内最低値：箱根町(県営) 7人

※複数の事業認可を持つ水道事業者がいるため事業者数と事業数は一致しない。

(2) 神奈川県水道ビジョン

- 国は、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、水道事業者の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担などを明らかにするとともに、都道府県に対し、「都道府県水道ビジョン」を策定するよう求めた。
- そこで本県では、平成28年3月に、長期的、広域的視点から、水道が抱える課題を整理し、県内全域において質の高い水道水を持続的に供給するための方向性を示す、「神奈川県水道ビジョン」を策定した。

ア 対象地域

県内全域を対象地域とする。

イ 計画期間

平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間を計画期間とする。

ウ 取組の方向性

視点	主な課題	50年後の理想像	今後10年間の取組の方向性
持続可能な水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の老朽化、更新需要の増大 ・給水収益の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水人口の減少に適応した施設の再構築 ・多様な形態の広域化 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模の縮小や統廃合の検討 ・施設の共同化、管理業務の共同化、民間活力導入 ・水道事業者間で技術協力等の連携強化
安全な水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・水源汚染リスクに応じた対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源から給水栓までの総合的な水質管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素消毒の効かない病原生物であるクリプトスポリジウム等による水源汚染リスクへの対策強化
強靱な水道	<ul style="list-style-type: none"> ・未耐震化施設への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点への確実な給水の確保等、優先度を明確にした計画的な施設の耐震化

(3) 水道広域化の推進

ア 水道広域化の形態

- 国は、平成16年6月に、地域の実情に応じて多様な形態の水道広域化を進めるため、次の形態を例示した。

広域化の形態	内 容
事業統合	組織、水道料金を一体化
経営の一体化	組織は一体化、水道料金は異なる
業務の共同化	水道施設の共同使用、維持管理の共同委託
その他	災害時の相互応援、資機材の共同調達など

- その後、国は、業務実施方法（発注方式、システムの統一仕様など）の「標準化」も広域化の取組として例示している。

イ 水道広域化に関するこれまでの取組

- 県東部の5水道事業者は、これまでも共同で水源開発を行うなど広域連携に取り組んできた。現在は、水道システムの再構築などについて連携を図りながら、基盤強化に取り組んでいる。
- 三浦市は昭和40年代から県営水道への統合を要望しており、県では三浦市の依頼を受け、平成30年5月に「三浦市営水道事業の解決に向けた検討会」を設置し、三浦市水道ビジョン策定を支援してきた。
- 県西部は、職員数が少なく、中長期的な課題に向き合う余裕がない水道事業者があるため、県として、課題の抽出や水道事業者が策定する計画に対し、助言・支援を行い、効果的な広域連携の提案につながるよう取り組んでいる。

ウ 水道法の改正

- 人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法が改正された。（平成30年12月公布、令和元年10月施行）
- 改正水道法では、「都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない」と、広域連携の推進役としての責務が明記された。

エ 国からの水道広域化推進プラン策定の要請

- 国から都道府県に対し、経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、令和4年度末までに水道広域化推進プランを策定・公表するよう要請された。

オ 本県の広域連携の考え方

- 水道を取り巻く現状や課題、ビジョンの方向性、国の動きを踏まえ、全国に誇れる本県の水道を、多様な広域連携を図ることでさらに発展させ、災害が発生しても安定給水を実現し、人口減少時代にも料金の大幅な上昇を抑制するような水供給体制を目指す。
- このためには、それぞれの水道事業者の取組だけでは限界があり、県が牽引して、オール神奈川で持続可能な「かながわ水道」を構築し、次世代につないでいく。

カ 神奈川県水道広域化推進プランの策定

- 県では、「かながわ水道」の構築に向け、県内の水道事業者と、危機感と対策の必要性を共有しながら、まずは「神奈川県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）」を、令和4年度末までに策定する方向で検討しており、プランの策定を通じ、本県にふさわしい多様な連携のあり方を提示していく。

キ 神奈川県水道事業広域連携調整会議の設置

- プラン策定の検討体制として、全水道事業者が集う「神奈川県水道事業広域連携調整会議」を令和3年6月に設置した。

項目	内容
目的	県内の水道の基盤強化のため、市町村の区域を超えた水道事業者等の多様な広域連携について、総合的に調整し、合意形成を図る。
所掌	・広域連携の総合的な調整及び合意形成に関すること ・神奈川県水道ビジョン及び神奈川県水道広域化推進プランに関すること ・その他、広域連携等に関し必要な事項
構成員	政策部長を会長とし、各水道事業者から1名ずつ合計22名で構成

ク 圏域の設定

- プランの策定に当たっては、地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉えて、多様な連携を検討することが重要となることから、県内に3つの「圏域」を設定し、検討を進めていく。

圏域	対象水道事業者
県東部圏域 (6事業者)	県企業庁 横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市 神奈川県内広域水道企業団
県中部圏域 (6事業者)	県企業庁 秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
県西部圏域 (13事業者)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 県企業庁（箱根地区水道事業） 宮下簡易水道組合、城堀簡易水道組合

(4) プラン策定に向けた調査の実施

- プランの策定に当たり、各水道事業者が単独で経営を続けた場合と広域化した場合との比較を行う広域化シミュレーションが必要であり、経営指標の将来見込みなど必要な調査を行う。